外国送金取引をされるお客さまへのお願い

当行では外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）や米国財務省外国資産管理室（以下、米国 OFAC 規制）等、各国経済制裁関連法規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止する態勢の強化に取り組んでおります。

つきましては、お客さまからご依頼を受けた外国送金等が外為法および米国 OFAC 規制等の対象取引に該当しないことをご確認の上、その旨をご申告頂きますようお願いいたします。

また、送金の原資、送金目的や送金の相手方とのご関係等を厳正に確認するため、お客さまの外国送金取引について下記の事項をお願いしております。

お客さまにはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

１．外国に送金を行うお客さま

- 現金（円貨・外貨）を原資とする外国送金はお取扱いできません。（ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に口座に入金された現金を含みます）
- 当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資が確認できない場合（他の金融機関から送金原資を振込した場合等）は、その原資が確認できる資料（売上金・給与等が入金されている他行通帳の写し等）のご提示をお願い致します。
- 送金理由・送金の相手方が確認できる資料（受取人との間の契約書、注文書、インボイス等）のご提示をお願い致します。
- 確認資料の提示にご協力頂けない場合や、ご提示いただいた内容によっては、送金をお断りする場合がございます。
- 仮想通貨交換業者や資金移動業者が関与するお取引は、送金をお断りする場合がございます。

２．外国からの送金をお受け取りになるお客さま

- 法令や公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがあると認められる場合などは、ご入金をお断りする場合がございます。
- 送金理由や送金人が記載された確認資料（契約書、船積書類、輸出許可証、国内における資金使途が判る書類等）のご提示をお願い致します。
- 確認資料の提示にご協力頂けない場合や、ご提示いただいた内容によっては、ご入金をお断りする場合がございます。
- お客さまに連絡がつかない場合、送金をお受け取りいただけない場合がございます。届出の住所・電話番号に変更があった場合は、速やかにお手続きをお願いいたします。

以上

いつも、いつでも、いつまでも。
福井銀行

【外為法に基づく支払等規制】

1. 北朝鮮・イラン関連抜粋

(1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの（2006 年 10 月 14 日実施）
・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（2009 年 6 月 18 日実施）
(2) 北朝鮮の「資金使途規制」
・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（2009 年 7 月 7 日実施）
(3) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
・人道目的かつ 10 万円以下の場合を除き北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止（2016 年 2 月 26 日実施） ※政府より「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されています。詳細につきましては本邦財務省ホームページをご確認ください。
(4) イランの「資金使途規制」
・「イランの核活動等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（2016 年 1 月 22 日実施）

2. ロシア・ベラルーシ関連抜粋

(1) 特定の個人・団体に対する資産凍結等の措置

※指定団体（ロシア中銀等を除く）により株式の総数等の 50%以上を直接保有された団体も資産凍結等の対象

(2) ロシアの特定銀行、ロシア政府等による証券の発行等の禁止措置

(3) ロシア・ベラルーシとの間の特定品目の輸出入、特定団体への輸出の禁止措置

(4) ロシア・ベラルーシ向け特定技術の提供、特定団体への技術提供の禁止措置、ロシア向け特定サービスの提供の禁止措置

(5) ロシアに対する対外直接投資の禁止措置

(6) ロシア産原油等の輸入等に係る措置

注. 最新の規制内容及び詳細については、本邦財務省ホームページをご参照ください。

【米国 OFAC 規制】

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体について取引禁止や資産凍結等の措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制とよばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。本邦でお受付けする外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は OFAC 規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

≪OFAC 規制を含む経済制裁規制（※1）を踏まえて通貨を問わず当行にてお取扱いできないお取引≫

①お取引の当事者（※2）の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれているお取引
②包括的制裁対国等の政府（北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、ベネズエラ）やその政府の役職員が関与するお取引
③包括的制裁対象国・地域に居住している個人またはこれらの国に所在する企業（本部が所在する場合を含む）
④テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの制裁対象者（※3）が関するお取引

（※1）経済制裁規制には本邦財務省、国際連合、英国政府、欧州連合が管轄するものも含みます。

（※2）お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営会社等を指します。また関係地とは原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します

（※3）制裁対象者には、北朝鮮、イラン、シリア、キューバ、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）、ベネズエラ政府、ロシア分野別制裁対象者や、資産凍結、取引禁止等の対象として指定された個人、法人、団体や船舶それらに所有あるいは支配されている者も含みます。

注. 最新の規制内容及び詳細については、OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページ（英文）をご参照下さい。